

○花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例

平成18年1月1日条例第88号

改正

平成18年3月28日条例第282号

平成18年6月30日条例第288号

平成18年9月25日条例第298号

平成20年3月12日条例第6号

平成22年9月15日条例第32号

平成25年3月18日条例第7号

平成27年3月9日条例第2号

平成28年6月23日条例第30号

花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付することにより、これらの者の健康保持と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(第3号の重度心身障害者を含む。)

(2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日までの者

(3) 重度心身障害者 次に掲げるいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のものの

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定に

より特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの

エ 児童相談所において重度の知的障害児と判定された者及び知的障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された者

オ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第2条に定める特定障害者のうち障害等級1級の者であつて、同法第6条の規定による特別障害給付金の支給の認定を受けた者

(4) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者

(5) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者

(6) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(7) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証

(8) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

(9) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準じる者（受給者）

第3条 受給者は、花巻市に住所を有する乳幼児、妊産婦又は重度心身障害者であつて、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

（受給者の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除く

ものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 妊産婦については、その監護者又は本人（以下「監護者等」という。）の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が、当該監護者等の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該監護者等の扶養親族等でない乳幼児で当該監護者等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額を規則で定める額を加えた額（前々年の所得については、前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額を規則で定める額を加えた額とする。以下同じ。）以上である者

(2) 重度心身障害者については、次のア又はイに該当する者

ア 本人の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を規則で定める額を加えた額を超える者

イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に定める額を規則で定める額を加えた額以上である者

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同項第1号については児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例により、同項第2号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

（給付の額）

第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護医療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める医療費支給申請書ごとに1月につき、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国

又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 乳幼児

(2) 受給者及び監護者が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による当該年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。)である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

第6条 この条例による給付を受けようとする者は、あらかじめ市長に対して、規則に定めるところにより、乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による給付を受ける資格(以下「受給資格」という。)があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、規則に定めるところにより受給者証を交付するものとする。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者又はその保護者(以下「受給者等」という。)は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、市長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

(受給者証の提示)

第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

(給付の方法)

第10条 受給者等は、この条例による給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払ったうえ、市長に対して、規則の定めるところにより申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、第5条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者のうち乳幼児又は妊産婦が医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第5条の規定による額をその者又はその保護者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定により支払があったときは、当該受給者等に対し、当該医療費の給付があったものとみなす。

(届出の義務)

第11条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(給付の制限)

第12条 市長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 この条例による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による給付を受けた者がいるときは、その者から既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年花巻市条例第29号）、大迫町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和58年大迫町条例第13号）、石鳥谷町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年石鳥谷町条例第18号）、又は東和町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年東和町条例第26号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月28日条例第282号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第288号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第298号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月12日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 3 月18日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成27年 3 月 9 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、平成27年 8 月 1 日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 6 月23日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

○花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則

平成18年1月1日規則第91号

改正

平成18年9月25日規則第365号

平成20年3月28日規則第11号

平成22年3月16日規則第9号

平成22年9月15日規則第42号

平成26年3月27日規則第16号

平成27年3月9日規則第6号

平成28年3月28日規則第24号

平成28年6月23日規則第42号

平成29年10月30日規則第33号

花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年花巻市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 条例第3条に規定する「受給者」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条及び第116条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含むものとする。

(受給者の制限)

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、80万円とする。

2 条例第4条第1項第2号アに規定する規則で定める額は、35万円とする。

3 条例第4条第1項第2号イに規定する規則で定める額は、35万円とする。

(受給者証の交付申請)

第4条 条例第6条の規定による交付の申請は、医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

(1) 保険証

(2) 次のアからウまでに掲げる受給者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める者に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税状況を明らかにする書類

ア 乳幼児 監護者

イ 妊産婦 受給者及び配偶者又は監護者

ウ 重度心身障害者 受給者及び配偶者並びに民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 前項各号に規定する書類等の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第5条 条例第7条の規定により受給資格を認めた者については、医療費受給者証（様式第2号。ただし、その者が条例第2条第1号に規定する「乳幼児」又は同条第2号に規定する「妊産婦」である場合は、様式第2号の2。以下「受給者証」という。）を交付するとともに、医療費受給者証交付台帳（様式第3号）に記載し、不相当と認めた者については、医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により、その旨を理由を付して通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が乳幼児のうち、当該認定の日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以降の最初の3月31日（以下「乳幼児満了日」という。）である者（以下「乳幼児満了児」という。）である場合には、乳幼児満了日までとし、妊産婦である場合には、出産の日の属する月の翌月末日までとする。

(受給者証の更新)

第7条 市長は、前条第1項の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。

ただし、受給者が乳幼児満了児又は妊産婦である場合は、この限りでない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第4

条中「条例第6条」とあるのは「第6条第1項」と、「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、前項の規定にかかわらず医療費受給者証交付申請書の提出を求めないことができる。

(受給者証の切替)

第8条 市長は、受給者が乳幼児満了児であり、乳幼児満了日以降も受給資格を有すると認められる場合には、第6条第2項の有効期間が満了する前に、様式第2号の2による受給者証に替え、様式第2号による受給者証を交付するものとする。

(受給者証の再交付)

第9条 条例第8条の規定による受給者証の再交付の申請は、医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出することにより行うものとする。

(給付の申請)

第10条 条例第10条第1項の規定による給付の申請は、医療費給付申請書(様式第6号)又は医療費助成給付申請書(岩手県国民健康保険団体連合会が作成するもの又はそれに準じるもの)を医療機関等から医療機関等記入欄の記載を受けたうえ、市長に申請しなければならない。

(給付の通知)

第11条 市長は、前条の申請を受理した場合は、条例第10条第2項の規定による審査を行い、適当と認めた者については、医療費給付決定通知書(様式第7号)により、不適当と認めた者については、医療費給付却下通知書(様式第8号)により受給者にその旨を通知するものとする。

(届出)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 加入医療保険に係る事項
- (3) 受給資格の該当要件
- (4) 金融機関名、口座番号その他振込先に係る事項
- (5) 受給者及びその監護者の市町村民税の課税の有無

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、医療費受給資格変更届(様式第9号)に受給者

証を添えて、行わなければならない。

3 条例第11条に規定する受給資格を失ったときの届出は、医療費受給資格喪失届（様式第10号）により行わなければならない。

4 条例第11条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届（様式第11号）により行わなければならない。

（受給者証の返還）

第13条 受給者は、条例第3条に該当しなくなったときは、前条第3項の届出を行うとともに、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者の制限の特例）

第14条 条例第4条ただし書の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）災害その他特別の事情により、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定により国民健康保険税を減免された者若しくは同法第323条の規定により市町村民税を減免された者又はこれらに相当する者であると市長が認めたもの

（2）所得税法（昭和40年法律第33号）第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち、市長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、条例第4条第1項各号のいずれかに該当しない者

（医療費の返還）

第15条 条例第12条及び第14条の規定による医療費の返還通知は、医療費返還通知書（様式第12号）により行うものとする。

（備付帳簿）

第16条 市長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

（1）医療費受給者証交付台帳

（2）医療費給付台帳（様式第13号及び様式第14号）

（3）収入金等整理台帳（様式第15号）

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（平成7年花巻市規則第13号）、大迫町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（平成7年大迫町規則第16号）、石鳥谷町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（平成7年石鳥谷町規則第13号）又は東和町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（平成7年東和町規則第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日規則第365号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月15日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則及び花巻市ひとり親家庭医療費助成規則の規定は、平成27年8月1日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月23日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

様式第2号の2（第5条、第7条、第8条関係）

様式第3号（第5条、第15条関係）

様式第4号（第5条、第7条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第16条関係)